

平成 26 年第 6 回臨時
夕張市議会会議録
平成 26 年 11 月 28 日(金曜日)
午後 1 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
第 2 議案第 1 号 平成 26 年度夕張市一般会計
補正予算
議案第 2 号 平成 26 年度夕張市国民健康
保険事業会計補正予算
議案第 3 号 平成 26 年度夕張市公共下水
道事業会計補正予算
議案第 4 号 平成 26 年度夕張市介護保険
事業会計補正予算
議案第 5 号 平成 26 年度夕張市後期高齢
者医療事業会計補正予算
議案第 6 号 平成 26 年度夕張市水道事業
会計補正予算
第 3 議案第 7 号 夕張市職員給与条例の一部
改正について
第 4 議案第 8 号 夕張市税条例の一部改正に
について

◎出席議員(8名)

大山修二君
小林尚文君
高間澄子君
熊谷桂子君
高橋一太君
島田達彦君
厚谷司君
角田浩晃君

◎欠席議員(1名)

藤倉肇君

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 池下 充君 ご起立願います。
●議長 高橋一太君 ただいまから、平成 26 年第
6 回臨時夕張市議会を開会をいたします。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 8 名で
あります。欠席議員は 1 名であります。

●議長 高橋一太君 これより、本日の会議を開
きます。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 125 条の規定によりまして
厚谷議員
角田議員
を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般
の報告をいたします。
●事務局長 池下 充君 報告いたします。
議員の出欠についてであります。藤倉議員は病
気治療のため、欠席する旨の届け出がなされており
ます。

次に、参与並びに書記の職氏名についてであります
が、地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の
求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の
書記の職氏名は、お手元に配付してありますプリント
のとおりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選舉管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会长 後藤敏一君

監査委員 板谷信男君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 叶野公司君
理事 鈴木成君
まちづくり企画室長
工藤学君
まちづくり企画室主幹
押野見正浩君
まちづくり企画室主幹
佐藤学君
総務課長 寺江和俊君
総務課主幹 鈴木茂徳君
総務課主幹 松田尚子君
総務課主幹 松永慎平君
財務課長 石原秀二君
財務課税務担当課長
三浦護君
財務課主幹 大島琢美君
産業課長 木村卓也君
産業課主幹 武藤俊昭君
産業課主幹 斎藤修君
建設課長 細川孝司君
建設課都市計画土木担当課長
熊谷修君
建設課主幹 近野正樹君
建設課主幹 鳥井朗君
上下水道課長 天野隆明君
上下水道課技術担当課長
小林正典君
上下水道課主幹 山内優一君
市民課長 芝木誠二君
市民課主幹 増子浩司君
市民課主幹 小松政博君
市民課主幹兼南支所長
清野敦子君
保健福祉課長 及川憲仁君
保健福祉課生活福祉担当課長兼
福祉事務所長 板垣臣昭君
保健福祉課主幹 平塚浩一君
保健福祉課主幹 渋谷勝美君

会計管理者兼出納室長
熊谷禎子君
消防長 増井佳紀君
消防次長兼管理課長
石黒友幹君
◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
教育長 小林信男君
教育課長 古村賢一君
◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
事務局長 寺江和俊君
◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
事務局長 武藤俊昭君
◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名
事務局長 池下充君
◎本議会の書記の職・氏名
事務局長 池下充君
主査 熊谷正志君
主査 志茂隆君
書記 爾見俊一君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従いまして会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

厚谷委員長。

●厚谷司君（登壇） ただいまから、平成 26 年第 6 回臨時市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し、協議した結果についてご報告申し上げます。

本臨時市議会に付議されます案件は、議案 8 件で

あります。

この取り扱いにつきまして協議した結果、付議されております案件は即決することとし、会期につきましては、本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 1 号平成 26 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 2 号平成 26 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 26 年度夕張市公共下水道会計事業補正予算、議案第 4 号平成 26 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第 5 号平成 26 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、議案第 6 号平成 26 年度夕張市水道事業会計補正予算、以上 6 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 1 号ないし議案第 6 号の 6 議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号平成 26 年度夕張市一般会計補正予算につきましては、11 月 25 日、総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

まず 1 ページ、第 1 条、歳入歳出の補正額 7 億 7,020 万 9,000 円の内訳につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

18 ページ、1 款議会費、1 項議会費につきましては、人事院勧告により勤勉手当を引き上げるための経費と関連する共済費を計上するものであります。

19 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費につきま

しては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加と予算の組み替え、各種基金の積み立て及び幸福の黄色いハンカチ助成金の経費、高松ズリ山対策事業に係る一般財源から道支出金への財源振替及びマイナンバー制度に対応するためのシステム改修経費を計上するものであります。

20 ページ、2 項地域振興費につきましては、地域おこし協力隊派遣事業実施のための経費及び人事院勧告により勤勉手当を引き上げるための経費と関連する共済費を計上するものであります。

21 ページ、3 項徴税費、22 ページ、4 項戸籍住民基本台帳費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加計上と予算の組み替えを行うものであります。

23 ページ、5 項選挙費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加と衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するための所要の経費を計上するものであります。

25 ページ、6 項統計調査費につきましては、人事院勧告により勤勉手当を引き上げるための経費と関連する共済費を計上するものであります。

26 ページ、7 項監査委員費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加計上と予算の組み替えを行うものであります。

27 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加と予算の組み替え、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計への操出金の追加、障害者自立支援事業の給付費の増額、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修経費の計上及び障害者自立支援事業に係るシステム改修費について、一般財源から国庫支出金への財源振替を行うものであります。

29 ページ、2 項児童福祉費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加及びマイナンバー制度に対応するためのシステム改修経費を計上するものであります。

30 ページ、3 項生活保護費につきましては、人事

院勧告による勤勉手当、共済費の追加と予算の組み替え、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修経費及び医療扶助費に係る給付費について計上するものであります。

31 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加、公共下水道事業会計への操出金の追加及び予防接種法改正に伴う疾病の分類追加による経費の計上と有害鳥獣駆除に係る経費について、一般財源から道支出金へ財源振替するものであります。

32 ページ、2 項清掃費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加及び合併浄化槽設置補助費を追加計上するものであります。

33 ページ、5 款農林業費、1 項農業費につきましては、農地法の改正により関連システムの整備を行う経費、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加及び農地中間管理事業の推進に関する法律の設立に伴い、受託事業を実施する経費を計上するものであります。

34 ページ、2 項林業費につきましては、人事院勧告により勤勉手当を引き上げるための経費と関連する共済費を計上するものであります。

35 ページ、6 款商工費、1 項商工費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加及び千代田バイオ農園の運営について、電気料の値上げ等により光熱水費を追加計上するものであります。

36 ページ、7 款土木費、1 項土木管理費、37 ページ、2 項道路橋梁費、38 ページ、3 項都市計画費につきましては、人事院勧告により勤勉手当引き上げるための経費と関連する共済費を計上するものであります。

39 ページ、4 項住宅費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加計上と予算の組み替えを行うものであります。

40 ページ、8 款消防費、1 項消防費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加計上と予算の組み替えを行うものであります。

41 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費につきま

しては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加計上と予算の組み替え及び人件費に係る経費について、道支出金から一般財源への財源振替をするものであります。

42 ページ、3 項中学校費につきましては、屋内消火栓について漏水の有無を調査実施するための経費及び共同調理場設備の修繕経費を計上するものであります。

43 ページ、4 項社会教育費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加及び美術品修繕について、性質の変更と事業費の一部減額を計上するものであります。

44 ページ、5 項保健体育費につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加計上、サングリンスタジアムの窓ガラス等の破損被害についての修繕経費及び平和運動公園ネーミングライツ決定に伴う財源振替を行うものであります。

7 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上し、一般財源については繰越金により措置するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 125 億 2,604 万 9,000 円となるものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 2 号平成 26 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加、準備基金利子積立金の追加計上及び負担金及び交付金の精算に伴う返還金を計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 18 億 320 万円となるものであります。

以上で、国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 3 号平成 26 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算につきましては、人事院勧告により勤勉手当を引き上げるための経費と関連する共済費を計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 2 億 7,604 万 1,000 円となるものであります。

以上で、公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 4 号平成 26 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加及びマイナンバー制度に対応するためのシステム改修経費について計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 15 億 4,236 万 3,000 円となるものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 5 号平成 26 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきましては、人事院勧告による勤勉手当、共済費の追加、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修経費及び高額医療費の還付金が発生したため、所要の経費を追加計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 10 億 6,923 万 9,000 円となるものであります。

以上で、後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号平成 26 年度夕張市水道事業会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページ、第 2 条は、本年度予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出のうち支出について、第 1 項営業費用 312 万円を補正しようとするものであります。

2 ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略をさせていただきます。

以上、議案第 1 号ないし議案第 6 号の 6 議案一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本 6 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

したがって、本 6 議案は、原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 7 号夕張市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 7 号夕張市職員給与条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年 8 月の人事院勧告に準じて、本市職員の勤勉手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 8 号夕張市税条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

叶野理事。

●理事 叶野公司君（登壇） 議案第 8 号夕張市税条例の一部改正について、その内容をご説明申し上げます。

本案は、平成 26 年 4 月の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例のうち軽自動車税の標準税率引き上げに伴う本市の設定税率について所要の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、原動機付自転車、軽 2 輪及び 2 輪の小型自動車並びに小型特殊自動車に係る軽自動車税の標準税率の引き上げ並びに平成 27 年 4 月以降に初めて新車新規登録検査を受ける軽自動車に係る標準税率の引き上げに伴う本市の設定税率の改正、初めて車両番号の指定を受けた月から 13 年を経過した 3 輪以上の経年軽自動車に対して、平成 28 年 4 月より重課を課する規定を整備するものであります。

なお、本市においては、平成 19 年度標準税率の 1.5 倍の制限税率により軽自動車税の税率を設定しておりましたが、今回の法改正により標準税率が自家用乗用車は 1.5 倍、その他の車両は約 1.25 倍という大幅な引き上げとなることから、現行の制限税率と標準税率の差額を改定後の標準税率に上乗せすることとし、財政再生計画による財源確保を図りながら市民負担を極力軽減する形で超過税率を採用する内容により、軽自動車税の税率を設定しようとするものであります。

また、平成 27 年 3 月以前に新車新規検査を受けた 3 輪以上の軽自動車につきましては、重課の対象となる 13 年を経過するまでの間は、改正前の税率が適用されるものであり、需要の多い軽自動車については、増税の影響を考慮した形での改正となっております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより、質疑に入ります。

角田議員。

●角田浩晃君 ただいま軽自動車税の標準税率について説明がされたところであります。

先般の行政常任委員会において、担当課から報告を受けております。今、理事のほうから説明の中でも一定程度配慮した上、この額とするということの説明がありました。この一定程度配慮という中では、それまでいろいろな議論をされたということを前提とすれば、どのような議論をされて今日このような経過をたどり本日を迎えたのか、その辺をいま一度説明していただきたい。

●議長 高橋一太君 市長。

●市長 鈴木直道君 角田議員のご質問にお答えをいたします。

軽自動車税の引き上げに関する経過でございますけれども、協議経過でございますが、本年の 7 月にまず 1 回目の協議ということで行った段におきましては、先ほど説明の中でも触れさせていただきましたが、標準税率の 1.5 倍という国の大枠な値上げが示される中で、本市の再生計画においては、さらにその 1.5 倍されたものを 1.5 倍するというような取り扱いに、計画上なってしまうという状況でございました。

私の方で協議の段階において、そういう大幅な標準税率の引き上げによる市民負担が余りにも増加するという状況。また、破綻以降、標準税率 1.5 倍というものは計画範囲内ずっと、これは変わらないという本文明記があることに対する問題提起、さらには再生計画で 1.5 倍ということを示しているわけですが、もともとの標準税率が 1.5 倍上がる考えると、計画以上の歳入が入ってくる形になると。これは市民負担をさまざま強いている状況の中で、極めて問題性があるという中で、何とか標準税率を行った中での市民負担をできるだけ軽減する上での協議をすべきであるということを指示したところでございます。

その後、北海道、または国とも協議をさせていただきまして、先般、ご報告させていただいた部分で

ございますけれども、再生計画本文におきましては、1.5 倍以外という表現の中において、今回の改正についても区分ごとに違うわけでございますけれども、1.25 倍から 1.4 倍という範囲の中で市民負担を取り扱っていくことで決定、ご提案をさせていただいているところでございます。

我々としても市民負担をお願いをするというのは、大変厳しい状況の中で苦渋の決断であるという状況ではございますが、その範囲の中で協議過程も踏まえて、できるだけ負担がないようにということで協議をしてきた経過についてもご理解をいただいた上で、ご審議いただければと思います。

以上です。

●議長 高橋一太君 角田議員。

●角田浩晃君 一定程度配慮をした中でのこのたび 1 万 4,400 円という数字ということの説明を受けたところであります。

夕張の中におきましては、若年層、そして高齢者も含めて軽自動車に対する需要は大変高い、あと、公共機関の利便性も余りよくない中で、やはり生活の足としての軽自動車のウエートの重要性というのは、通行する車両を見ても一目であります。

その中で、一定程度配慮したということの報告であります。ここに至るまで 7 月からいろいろな協議を積んできたという中で、我々議会といたしましても今後住民に周知をする中において、やはりそれらの情報を取りそろえてそして考え方を示した上で、ともにこのまちで生活していくということが前提であります。

国・北海道と協議をしながら、夕張市はやっていくのは立場上、当然のことであります。ただ、それ以前に市としての考え方があって、そして国・道との交渉ということになる段の中で、やはり我々議会も含めて協議をして、一定の方向性を持った形でのこういう案件については、国・道との交渉ということで手順を踏んでいただきたいというところが、本当の考え方であります。

ただいま、国も地方の創生に向けたいいろいろな施

策が、これから打たれていこうとしています。夕張も人口減という意味合いで、減少率については全国でもトップレベルなのは継続中であります。想定人口からしても、もう 2014 年の段階で 1 年以上早く 9,500 人のレベルまで現在達しております。もちろんのことを考え合わせると、住みにくい環境というのは、やはり人が定着しない重要なファクターであることは間違いないと。

その中で、これは一定、軽自動車とか自動車ばかりのことではなくて、トータルでこのまちで生活することの利便性、あと、このまちで生活することの意義を市民それぞれが感じられるような施策が、これからどんどん打たれていくことを期待するところであります。

前段話戻りますが、ここに至るまでやはり少し協議の場が欲しかったというのが、このたびの私の感想であります。出てきた数字については、否定するものではありません。

●議長 高橋一太君 このことについては何かございますか。

市長。

●市長 鈴木直道君 角田議員の方から、協議さまざま経過がある中でということに対する情報共有というお話をございました。

先般、11 月 20 日に、行政常任委員会においてお話を中でも、そういった中身を順を追つてそもそも行政常任委員会の中で、聞かれる中でのお伝えの仕方という形になったところが、少し理解を得るまで時間がかかってしまった部分があったというふうには一定程度思っております。

料金値上げさまざま、軽自動車税に限定するわけではございませんが、再生団体の中で市民の皆さんにご負担をお願いをしている状況がございます。そういった非常に厳しい状況の中での値上げでございますので、今後ともさまざまな部分においてはともに議論をしながら、市民理解を得るためにともに汗を流していかなければと思っております。

以上です。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。質疑は大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

では、これをもって質疑を終結をいたします。

これより、討論に入ります。

初めに、原案に反対の立場での発言の討論を許していきたいと思いますが、どちらで。（「反対です」と発言する者あり）

どうぞ。

●熊谷桂子君 日本共産党の熊谷桂子です。

議案第 8 号について、反対の立場で討論いたします。

今回の軽自動車税の引き上げは、国の方針である税率の 1.5 倍から少し下回るものになったとはいえ、夕張市民は 2007 年 4 月から、既に最大上限の 1.5 倍の税負担をしてきました。また、金額が総額 80 万円弱とはいえ、それを負担する市民は生活を少しでも切り詰めたい、そういう思いの方たちが利用しているのが軽自動車だと考えます。さらに負担が重くなれば、さらなる人口の流出も招きかねません。

そもそも夕張の財政破綻は、企業や銀行、国や道にも大きな責任があるので、これ以上の市民負担は納得することができません。

以上のことから、議案第 8 号については、反対いたします。

●議長 高橋一太君 ほかにご意見ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

●議長 高橋一太君 ないようありますから、直ちに採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数でございます。

したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

●議長 高橋一太君 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 池下 充君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 6 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

午後 2 時 03 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 高橋 一太

夕張市議会 議員 厚谷 司

夕張市議会 議員 角田 浩晃